

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第7号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に、「学習支援教員」を「学習支援員」に改め、同表に次のように加える。

建築士	1	30
-----	---	----

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。